

有望プロジェクト事業化促進事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う有望プロジェクト事業化促進事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和5年度有望プロジェクト事業化促進事業委託業務

2 目的

県では、「長野県産業振興プラン※」（計画期間：2023年度から2027年度まで）に基づき、グローバルな視点で社会の変化に柔軟に対応しながら産業イノベーションの創出に取り組む企業の集積を目指し、県内製造業が取り組む、技術の高度化を追求する「ものづくり」に加え、クロスイノベーション（セグメント・技術・業界・企業等の既存の枠組みを超えたイノベーション）による新たな価値の創出活動を促進することとしている。

本委託業務では、県内企業が保有する中核技術について、用途の探索、優位性の検証を行うとともに、ターゲット市場におけるビジネスモデルの整理を行い、高付加価値化が見込める事業化戦略の策定を支援することで、県内企業による新たな価値の創出に向けた研究開発及び事業化の取組を促すことを目的とする。

※長野県産業振興プランの詳細は下記 URL へ掲載

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/shisaku/senryaku/plan.html>

3 実施場所

長野県を含む日本国内及び海外とする。

4 実施期間

委託契約の締結日から令和6年2月29日までとする。

5 業務内容

県産業労働部産業技術課（以下「県担当課」という。）は、中核技術を保有する県内企業の中から、支援対象者を選定し、本委託業務の結果を提供することで、県内企業の新事業展開を促進する。

受託者は、県担当課がこれらを実施するために必要となる、以下の(1)から(5)までの業務を実施する。

(1) 中核技術の用途の探索

中核技術を核に有望市場への用途展開が見込める新規事業を創出するためには、中核技術の展開が想定される用途を多面的に検討し、それらの中から中核技術をより活かすことのできる市場を選定していくことが重要となる。

そのため、受託者は、支援対象者の保有する中核技術とその展開用途の情報をもとに、以下の業務を実施する。

- ① 中核技術の展開を想定する用途について、将来の市場動向（市場規模、市場成長度等）を調査する。
- ② 想定する用途以外に中核技術の展開が期待できる用途を広く調査するとともに、それらの将来の市場動向について調査する。

(2) 中核技術の想定用途における優位性の検証

中核技術を核に有望市場への展開が見込める新規事業を創出するためには、中核技術を活かす市場の確認と併せて、想定される市場における中核技術の競争優位性や重要度を把握するとともに、競合技術・代替技術の有無を確認し、それらの今後の発展の可能性等も把握することにより、中核技術によって、将来にわたり優位性を確立できるかが重要となる。

そのため、受託者は、支援対象者の中核技術について、以下の業務を実施する。

- ① 中核技術の展開を想定する用途について、競合技術・代替技術の有無を調査し、競合技

術・代替技術が存在する場合は、当該技術に対する中核技術の優位点を具体的に調査する。

- ② 中核技術の展開を想定する用途が属する産業において、例えば製品の基本設計がオープン化されるなどの技術的アーキテクチャーの変化が今後起こり得る可能性を調査し、起こり得る場合は、その事項が中核技術の競争優位性に対して及ぼす影響を調査する。

(3) 中間調査結果の報告

中核技術を核に有望市場への展開が見込める新規事業の創出を促進するため、県担当課は、重点支援対象者として、より有望な研究開発プロジェクトの展開が期待される企業を選定する。その際には、各プロジェクトが有望か否かを判断するため、中核技術を展開する市場の動向や、中核技術の市場での競争優位性について情報を収集しておく必要がある。

そのため、受託者は、(1)及び(2)の調査について、組織内の知見の範囲で実施し、県担当課へ報告する。

(4) 事業化戦略の策定支援

中核技術を核に有望市場への展開が見込める新規事業の創出に繋げるためには、中核技術を展開する市場において、中核技術の価値を十分に活かすことの出来るパートナーとの連携を図るとともに、単なる一 부품の提供にとどまることなく、バリューチェーン全体を俯瞰して中核技術が訴求できる他の価値を検討することなどにより、高付加価値化を目指す事業化戦略を策定し、それを具現化するために研究開発を行っていくことが重要となる。

受託者は、支援対象者がより有効な研究開発成果の事業化戦略を策定するために留意すべき論点を整理するための以下の業務を実施する。

- ① 中核技術を展開する用途について、バリューチェーンや商流、事業ストラクチャーなどの基本的な業界構造を調査するとともに、業界構造が変化する可能性の有無や、変化が存在する場合において、当該技術の競争力が変化する可能性等を調査する。また、業界特有の参入障壁となりうる規制や中核技術が対応すべき技術的課題等があれば併せて調査する。
- ② ①の業界構造の調査を踏まえ、企業が実現可能性の高い研究開発・事業化戦略を策定できるよう、留意すべき論点を整理する。論点の整理に当たっては、研究開発成果の具体的な導出先や、より多くの収益を生み出すための研究開発のあり方、共同研究契約や特許等の実施権契約の方法等についても含めるものとする。
- ③ ①及び②の調査結果について企業へ提供し、申請者の研究開発や事業化に向けた取組へ反映する。

(5) 実績報告書の作成

(1)から(4)までの調査結果を踏まえ、委託期間終了までに報告書を作成する。作成に当たっては、以下に留意することとする。

- ・ A4判10ページ以上で必要なページ数(様式任意)とし、様式第1号に添付し提出すること。
- ・ 業務を踏まえて本県製造業特有の課題や目指すべき事業化のモデル等を取り纏めることにより、今後の本県製造業の振興施策の企画・立案に資する資料となるよう努めること。
- ・ 掲載内容の詳細については、県担当課と協議しながら決定していくこと。
- ・ 受託者は、県担当課が指定する日までに報告書を電子データ(PDF形式及びWord等の編集可能な形式)で県へ提出すること。
- ・ 報告書には、他者の所有権、著作権等の権利を侵害する可能性を有するものを権利保有者の許可なく掲載しないこと。
- ・ 本事業において発生した所有権、著作権等については、原則として県に帰属すること。
- ・ 報告書へ掲載する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 留意事項

○受託者は、以下の観点に留意し、委託業務を実施すること。

- ・ 支援対象者の中核技術の想定用途が、思い付きの用途や目先のパートナーから寄せられた用途などであることにより、当該市場そのものの将来動向や他の用途への展開の可能性を見落としている可能性もあること。

- ・ 支援対象者の保有する中核技術の優位性について、思わぬ競合技術・代替技術の登場・発展や、当該市場において、中核技術がどの程度重要であるのかを、企業が見落としている可能性もあること。
 - ・ 中核技術を展開する用途について、業界構造を十分に把握していないがために目の前に存在するパートナーに依存し、事業化に向けて真に押さえるべきパートナーを見落としている可能性もあること。
- 調査結果は日本国内の動向に留まらず海外の動向を十分に反映したものとすること。
- 県担当課が情報提供する中核技術の内容等について、業務を実施するための情報が十分でないと考えられる場合は、必要に応じてヒアリングを実施すること。
- 公開情報（市場レポート、企業データベース、専門記事検索等）を調査するとともに、受託者が有する知見・経験、人的ネットワーク等を活かした調査を行うこと。
- (1)におけるターゲットとすべき市場の選定・提案に当たっては、当該市場における中核技術の競合技術・代替技術に対する競争優位性等も併せて検討することが重要であることから、必要に応じて(2)等を踏まえたものとすること。
- (4)の実施に当たっては、重点支援対象者へ提示する論点が支援対象者の事業化戦略策定・実施に資するものとなるよう、重点支援対象者、県担当課及び受託者による打合せの機会において(3)の中間調査結果を提供することとする。また、(3)の中間調査結果の提供後、重点支援対象者が研究開発・事業化を進めるに当たって更に留意すべき事項があれば提案すること。
- 事業化戦略の策定支援においては、例えば以下の内容などを調査・分析することにより、事業化の成功によりもたらされうる収益がより増大するよう留意すること。
- ・ 中核技術が訴求できる価値を鑑み、一部の事業化だけでなくモジュール全体の事業化を図ることが出来るか
 - ・ 最終市場の顧客ニーズから鑑みた際の中核技術の重要性から、最終製品を担う企業との連携を促進することで、中核技術の発展の方向性を最新の最終市場ニーズに基づき検討できる体制を構築することが出来るか
 - ・ 中核技術を有するファブレス企業において、導出先企業での事業化により得られる基本特許の実施料収入にとどまらず、導出先企業との量産技術開発まで踏み込むことなどにより、より多くの収益を得る仕組みを構築することが出来るか
 - ・ 特徴あるセンシング技術を有する申請者がセンサを研究開発・事業化する場合に、センサ開発にとどまらず、センサから得たビッグデータの活用まで含めたビジネスモデルを具現化することが出来るか 等
- 受託者は、重点支援対象者と打合せを行う場合は、打合せで用いる資料を県担当課へ事前に提出すること。

7 成果目標

受託者は、以下を達成目標として本委託業務を実施することとする。

- (1) 支援対象者に対する、中核技術の用途の探索、優位性の検証 5者程度
- (2) 重点支援対象者に対する、研究開発・事業化戦略の策定を支援 3者程度

8 業務に要する経費の限度額

10,000,000円（税込）とする。

9 スケジュール

受託者は、概ね以下のスケジュールに必要な業務を実施することとする。ただし、各業務の実施時期については、支援事業への応募状況等を踏まえ、県担当課とも協議の上、適切な時期を設定することとする。

時期	内容
令和5年5月上旬	・ 公募型プロポーザル実施公告
令和5年6月中旬	・ 受託者決定、契約 ・ 【県】支援対象者の選定

令和5年7月	・【受託者】5(3)のための5(1)及び(2)を実施
令和5年8月	・【受託者】5(3)を実施 ・【県】重点支援対象者の決定
令和5年9月から 令和6年2月下旬頃まで	・【県】重点支援対象者との初回打合せを設定 ・【受託者】重点支援対象者に対し、5(1)、(2)及び(4)を実施 ※支援対象者、県担当課及び受託者で原則3回以上打合せ（初期面談+報告・議論）。
委託期間終了日まで	・【受託者】報告書（成果品）を県へ納品、委託業務完了

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度県担当課と協議することとする。

(様式第1号)

有望プロジェクト事業化促進事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付の委託契約により実施した有望プロジェクト事業化促進事業委託業務が終了したので、委託契約書第7条の規定により別添のとおり報告します。